

認可定員・利用定員の変更について

～令和3年度に向けて～

1 はじめに

- これは、令和3年度の認可定員・利用定員の変更を検討されている施設・事業者様向けの手引きです。
- この手引きをご参照いただき、必要に応じて認可定員・利用定員の変更を行ってください。
- ご不明な点は、06-6208-8018 山口までご連絡ください。

2 認可定員について

【認可定員】

- 教育・保育施設等の設置に当たり認可もしくは認定され、その後の変更につき適正な手続きを経た定員。
- 保育室や職員数を勘案して決定される施設の受け入れ上限定員。
各歳児でこの定員を超えて入所させると、認可基準違反となります。 ⇒指導・監査で文書指摘事項に該当します。
- 各歳児の利用児童数は認可定員を超えことはできません。
- 原則進級できるように設定してください。

3-1 認可定員の留意点1

【認定こども園における留意点】

・認定こども園は、1・2号の認可定員について、利用児童数に合わせて変更する必要はありません。利用定員により調整してください。

・認定こども園は、1・2号の各歳児の認可定員の合計を超えて、入所させることはできません。下記の場合、3歳児は1・2号認可定員計100人に対し、利用予定児童数が95人であるため、この入所は可です。

	1号			2号		
	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児
現在の認可定員	80人	85人	85人	20人	20人	20人
利用予定児童数	85人	70人	90人	10人	25人	15人

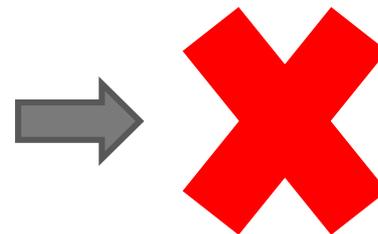
3-2 認可定員の留意点2

【地域型保育事業所における留意点】

- 必ず進級できるように設定してください。

(例) 小規模保育事業A型

歳児	0歳	1歳	2歳	計
認可定員	3人	9人	7人	19人



0歳児<1歳児>2歳児となっており、進級できないため認可定員の設定においては、この設定は認められません。

3-3 認可定員の留意点3

(地域型保育事業における弾力運用について)

- ・認可定員を超えての入所は不可としていますが、弾力運用により、認可定員の変更を行わず、0歳児及び1歳児について、2歳児の認可定員までの受入れを柔軟に対応することを可能としており、運用については各区役所に委ねています。

ただし、保育必要面積を満たす必要があります。

※ 制度についてのご不明な点は、06-6208-8018 山口
までご連絡ください。

4 認可定員変更を希望される場合

- 認可定員の変更を希望される場合は、令和3年1月29日（金）までに、06-6208-8018の山口までご相談のうえ、「様式1」を令和3年2月5日（金）までに、ご提出ください。
- 認可定員を変更される施設・事業所においては、「認可（認定）内容変更届出書及び確認内容変更届出書」及び必要書類を令和3年3月12日（金）までに郵送または持参にてご提出ください。期限までに必要書類の提出がない場合、令和3年4月1日における認可定員の変更はできませんので、ご留意ください。

5 利用定員について

【利用定員】

- 子ども・子育て支援法第27条第1項等の確認において定め、給付費（委託費）の単価水準を決めるもの。
- 利用児童数を基に、施設・事業者が決める定員。

6-1 利用定員変更のルール1

- 利用定員は認可定員に一致させることが基本です。
(地域型保育事業所は認可定員＝利用定員となります。)
(注) 地域型保育事業者の方はこれ以降は関係ありません。
- ただし、恒常的に利用人員が少ない場合は、各歳児の認可定員を超えない範囲内で利用状況（直近の実利用人員実績や今後の見込み等）を反映して設定してください。
(注) 利用定員を変更する場合は、4月1日の利用児童数以上とする必要があります。

6-2 利用定員変更のルール2

(原則) 利用定員を超えて、入所させることはできません。

(例外) 年度中（年度当初も含む。）の需要の増大への対応、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

7-1 利用定員変更の留意点1

【利用定員変更の際し、手続きが必要な場合】

・利用定員変更申請又は届出が必要な場合は、各号の利用定員が変更になる場合のみです。号内の利用定員の内訳変更は、変更申請又は届出の必要はありません。

(例) 保育所

号	3号				2号			
	0歳	1歳	2歳	計	3歳	4歳	5歳	計
現利用定員	3人	6人	12人	21人	12人	15人	15人	42人
変更後利用定員	6人	6人	12人	24人	12人	14人	16人	42人

この場合、3号については、利用定員の増加申請が必要ですが、2号については内訳変更ですので申請又は届出の必要はありません。

7-2 利用定員変更の留意点2

【公定価格の給付定員単価区分との関係1】

- ・利用定員を変更する場合、原則公定価格の給付定員単価区分の中の最大の定員に設定してください。

(例) 保育所

歳児	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
利用予定 児童数	3人	6人	12人	18人	18人	18人	75人

この場合、公定価格給付定員単価区分の71人～80人にあたります。

よって、前頁の（原則）をなるべく遵守するためにも、利用定員を80人に変更するようにしてください。

7-3 利用定員変更の留意点3

【公定価格の給付定員単価区分との関係2】

- ・利用定員を変更する場合、原則公定価格の給付定員単価区分内の減少の変更であれば、変更する必要はありません。

(例) 保育所

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
現在の利用定員	6人	12人	18人	20人	22人	22人	100人
利用予定児童数	6人	12人	18人	19人	19人	17人	91人

この場合、利用予定児童数が91人で、公定価格給付定員単価区分の91人～100人にあたります。利用定員の減少を行っても、公定価格給付定員単価区分は変わりませんので、変更する必要はありません。

7-4 利用定員変更の留意点4

- 利用定員が0人の歳児については、当該号の当該歳児は入所できません。
※利用定員の変更が必要となります。

(例) 当初、2号5歳児を0人と設定した場合
年度途中で2号5歳児を入所させる場合、5歳児
の利用定員を変更する必要があります。

7-5 利用定員変更の留意点5

【利用定員を変更する場合】

- ・利用定員を変更する場合、利用予定児童数を下回ってはいけません。

⇒変更後の利用定員が利用児童数を下回った場合、超過した利用予定児童を、継続的に教育・保育を提供できるように施設側が便宜の提供を行わなければなりません。（子ども・子育て支援法第34条第5項）

（例）保育所

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
現利用定員	6人	12人	20人	24人	24人	24人	110人
利用予定児童数	6人	12人	18人	22人	22人	21人	101人
減少後利用定員	6人	12人	18人	22人	22人	20人	100人

上記の場合、5歳児が利用定員上、1人足りませんので、この5歳児の1人について、他の教育・保育施設へ通園できるように保育所側がしなければならなくなるため、このような利用定員の変更は認められません。

8 利用定員変更手続きについて

- 利用定員の変更を希望される場合は、令和3年1月29日（金）までに、06-6208-8018の山口までご相談のうえ、「様式1」を令和3年2月5日（金）までに、ご提出ください。
- 利用定員を変更される施設・事業所においては、「確認変更申請書（利用定員の増加）」もしくは「確認変更届出書（利用定員の減少）」及び必要書類を令和3年3月12日（金）までに郵送または持参にてご提出ください。期限までに必要書類の提出がない場合、令和3年4月1日における利用定員の変更はできませんので、ご留意ください。